

問 1 平成 28 年度 [問 02]



民法

権利能力・意思能力・行為能力

制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 古着の仕入販売に関する営業を許された未成年者は、成年者と同一の行為能力を有するので、法定代理人の同意を得ないで、自己が居住するために建物を第三者から購入したとしても、その法定代理人は当該売買契約を取り消すことができない。
- 2 被保佐人が、不動産を売却する場合には、保佐人の同意が必要であるが、贈与の申し出を拒絶する場合には、保佐人の同意は不要である。
- 3 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却する際、後見監督人がいる場合には、後見監督人の許可があれば足り、家庭裁判所の許可は不要である。
- 4 被補助人が、補助人の同意を得なければならない行為について、同意を得ていないにもかかわらず、詐術を用いて相手方に補助人の同意を得たと信じさせていたときは、被補助人は当該行為を取り消すことができない。

■■■〔正解〕 4 ■■■

□□ 1 × 本肢の行為は、取り消すことができます

一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有します（＝取り消すことができません）（民法 6 条 1 項）。本肢の行為は「建物を第三者から購入した」であり、営業の許されている「古着の仕入販売」とは関係がありません。したがって、本肢の場合、法定代理人は当該売買契約を取り消すことができます。⇒総合講義 5 頁

□□ 2 × 贈与の申込みの拒絶についても、保佐人の同意が必要です

被保佐人は、不動産など重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をする場合だけでなく、贈与の申込みを拒絶する場合も、保佐人の同意を得なければなりません（民法 13 条 1 項 3 号、7 号）。したがって、本肢の場合、保佐人の同意が必要です。⇒総合講義 8 頁

□□ 3 × 居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です

成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却する場合、たとえ後見監督人がいるとしても、家庭裁判所の許可が必要です（民法 859 条の 3）。⇒総合講義 7 頁

□□ 4 ○

本肢のとおりです。制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、制限行為能力者は、その行為を取り消すことができません（民法 21 条）。本肢の「詐術を用いて相手方に補助人の同意を得たと信じさせていたとき」は、「詐術」に該当します。したがって、本肢の場合、被補助人は、当該行為を取り消すことができません。⇒総合講義 12 頁